

製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針(令和2年12月1日改正)

第1 (定 義)

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 (共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

∕: 通常想定されない変更工事

構 造 ・ 設 備 等 の 名 称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
1 建築物 及び 工作物	< 建 築 物 >							
	・屋根(キャノピー含む。)、壁、柱、床、はり等					○	∕	
	・防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと。(ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
	・防火区画					○		
	・内装材	△	△	△	○	○	○	
	・防火設備				○	○		
	・ガラス・窓・窓枠				○	○	△	

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等）
1 建築物 及び 工 作 物	< 建築物 >							
	・階段			△	○	○	△	
	< 工 作 物 >							
	・保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁				△	○		
	・架構					○		
	・配管・設備等の支柱・架台、耐火措置				△	○		・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
	・歩廊・はしご	△	△	△	○	○	△	
	< 保 有 空 地 >							
	・植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地の係る基準に変更がないこと。
	2 タ ン ク 等	< 基 礎 等 >						
・犬走り・法面・コンクリートリング						△	／	・軽微なひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものは○とする。
・地下タンク上部スラブ						△	／	・軽微なひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものは○とする。
< 構 造 等 >								
・屋根支柱・ラフター・ガイドポール等						△	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・屋外タンクの支柱の耐火措置					△	○		
・階段・はしご・手摺り等					△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
< 設 備 等 >								
・タンク元弁					○	△		
・通気管（地上部分に限る。）					△	○	／	
・サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・加熱の状態、方法等に変更がないこと。	

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
< 設 備 等 >								
2 タ ン ク 等	・サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等 (蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
	・内面コーティング (屋外貯蔵タンクを除く。)	△	／	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組み合わせが不適切でないもの。 ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。
	・雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	／	
< 配 管 等 >								
3 危 険 物 設 備 等	・配管(地下配管・移送取扱所を除く。)				△	△	△	・管径、板厚、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・材質変更については、技術基準に変更がない場合は【改造】ではなく【取替】とする。 ・小規模な障害物を迂回する程度の経路変更は【改造】ではなく【取替】とする。
	・配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。)				○	△	△	
	・2m程度の短配管 (地下配管・移送取扱所を除く。)				○	△	△	
	・機器の一部と考えられる程度の短配管 (機器の取替に伴う配管の面間調整)	△	△	△	○	○	○	・数十cm程度の短配管であること。
	・配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管 (地下配管・移送取扱所を除く。)	○	○	○	○	○	○	
	・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。)	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・母管の改造がないこと。
	・配管加熱；配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものに限る。)		△	△	○	○		
	・配管加熱；配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものを除く。)				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと。
	・配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます				△	○		
・配管に設けられる弁 (移送取扱所を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・材質変更については、金属製から金属製への変更については【改造】ではなく【取替】とする。	

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
< 機 器 等 >								
3	・ポンプ設備(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
	・ポンプ本体のみ	／	／	△	○	○	／	・危険物の取扱いに変更がないこと。
	・熱交換器の全部又は一部				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・熱交換器のチューブのプラグ打ち【補修】
	・熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く。)散水設備等				○	○	／	
	・攪拌装置(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
	・炉材(外材;鉄板等・内材;レンガ等)				○	○		
	・反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	△		
	・加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。)				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。
	・波返し・とい・受け皿等飛散防止措置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。
	・ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・電気機器の取替の場合、危険場所内に設置していないこと。
危 険 物 設 備 等	・ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
	・可燃性ガス回収装置				△	○	△	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。
	・保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。)				○	○	△	・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと。
	・排出設備(ダクト等を含む。)				△	○		・電気機器の場合、危険場所内に設置していないこと。
	・換気設備(ダクト等を含む。)				○	○		
	・電気防食設備				○	○		

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
3 危険物設備等	＜ 制 御 装 置 ・ 安 全 装 置 等 ＞							
	・圧力計・温度計・液面計等 現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・タンクにノズルを設ける等変更がないこと。
	・安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
	・緊急遮断(放出)装置 (安全弁等を除く。)反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)				△	○		・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。
	・温度・圧力・流量等の調整等 等を行う制御装置 (駆動源・予備動力源を含む。)				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと。
・地下タンクのマンホールプロテクター				△	○		・上部スラブの変更を伴わないこと。	
4 防油堤・排水設備等	＜ 防 油 堤 等 ＞							
	・防油堤(仕切堤を含む。)					△	／	・軽微なひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものは○とする。
	・防油堤水抜弁			△	○	○	△	
	・防油堤水抜弁の開閉表示装置	○	○	○	○	○	／	
	・防油堤の階段 (防油堤と一体構造のもの。)			△	△	○	△	
	・防油堤の階段 (防油堤と一体構造でないもの。)	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
	・防油堤貫通配管				△	○	△	・配筋施工を伴わない程度のもの、仮設防油堤の設置の必要のないものに限る。
＜ 排 水 溝 等 ＞								
・排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○			
・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面 (地下タンクの上部スラブを除く。)					○			

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
＜ 電 気 設 備 ＞								
5 電 気 設 備	<p>・電気設備（危険場所内に設置するもので、労働安全衛生法に基づく型式検定を受験した機器に限る。）</p> <p>電気設備の例：電気設備のある計装機器（圧力計、温度計、液面計、流量計等）、分電盤、配電盤、スイッチ、照明器具、電動機等</p>				○	○	△	<p>・第4 具体的例示を参照のこと。</p> <p>・電気設備を撤去する場合は、関連する配線を撤去することを基本とするが、配線を残す場合は、すべての電源から切り離して絶縁すること。</p>
	<p>・電気設備（危険場所内に設置するもので、労働安全衛生法に基づく型式検定を受験していない機器に限る。）</p>						△	<p>・第4 具体的例示を参照のこと。</p> <p>・電気設備を撤去する場合は、関連する配線を撤去することを基本とするが、配線を残す場合は、すべての電源から切り離して絶縁すること。</p>
	<p>・電気設備（非危険場所に設置するものに限る。）</p>	△	△	△	○	○	△	<p>・危険場所内に設置していないこと。（撤去を除く。）</p> <p>・危険場所内に配線を敷設し、接続箱及び分電盤等を設置していないこと。</p>
	<p>・静電気除去装置</p>				○	○	／	
6 避雷設備				△	○	／		

第2（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
7	＜ 消 火 設 備 ＞							
	・ポンプ・消火薬剤タンク				△	○		
	・1～3種消火設備(法令改正による経過措置及び特例認定に係る散水・水幕設備等を含む。)の配管・消火栓本体・泡チャンパー等の放出口等(泡ヘッドを除く。)				△	○	/	・【取替】は、危険物配管に準ずるが、材質変更の場合は消火設備ごとに適合する材質のものに限る。
	・1～3種消火設備(散水・水幕設備・泡消火設備等)放出口ヘッド(泡チャンパーを除く。)	/	/	/		○	○	
	・1～3種消火設備(散水・水幕設備を含む。)配管のドレンノズル	△	△	△	○	○	/	
	・1～3種消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○	/	
	・4・5種消火設備	△	△	/	○	○	/	・自主設置に係るもの。 ・【移設】の場合歩行距離の規定を満足すること。
	・消火薬剤				○	/	/	
	・周南市危険物等保安規則による水噴霧設備またはスプリンクラー設備	△	△	△	○	○	△	・法令設置義務のある消火設備、屋外給水施設等に影響を与えないこと。
	8	＜ 警 報 設 備 ＞						
・警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)		△	△	△	○	○		・警戒区域に変更がないこと。
・自動火災報知設備の受信機					○	○		
・自動火災報知設備の感知器			△		○	○	/	・警戒区域、及び感知区域ともに変更がないこと。(大規模を除く。)
8 そ の 他	＜ 標 識 ・ 掲 示 板 ＞							
	・標識、掲示板	○	○	○	○	○	/	

第3 (施設区分ごとの事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
製 造 所 取 扱 び 所	・ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○	△	
	・塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○	△	
	・運搬容器の充てん設備(固定注油設備)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
	・分析計(キュービクル内取付を含む。) 例;サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等				○	○	○	
	< そ の 他 設 備 機 器 等 >							
	・作業用広報設備(スピーカー)	○	○	○	○	○	○	
屋 貯 内 蔵 所	・ラック式以外の棚				○	○	○	
	・ラック式棚				△	○	△	・耐震計算等に変更がないこと。
	・冷房装置等				△	○	△	・電気機器の場合、危険場所内に設置していないこと。
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	・可とう管継手(認定品)				○	/	/	
	・可とう管継手(認定品以外)				△	/	/	・管径・経路の変更がないこと。
	・ローリングラダー (浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
	・ポンツーン					△	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。 ・告示第4条の21の3に規定する一枚板構造の浮き屋根を有するものについては、溶接部に影響を与えないこと。
	・浮き屋根のウェザーシールド (浮き屋根に設ける設備)				○	○	/	
	・浮き屋根のシール材 (浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
	・ルーフドレン (浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。

第3 (施設区分ごとの事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
屋外 タンク 貯蔵所	・保温(冷)材				○	○		
	・コーティング	△	/	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの。 ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと。
	・流出危険物自動検知警報装置				○	○		
屋内 タンク 貯蔵所	・流出危険物自動検知警報装置				○	○		
	・出入口の敷居				○	○	/	
地下 タンク 貯蔵所	・通気管のヘッド	/	/	△	○	○	/	
簡易 タンク 貯蔵所	・固定金具				○	○	/	
移動 タンク 貯蔵所	・底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
	・マンホール、注入口のふた				○	○	/	
	・マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	
	・品名数量表示板	○	○	○	○	○	/	・自主的に設置するもの。
	・Uボルト				○	○	/	
	・可燃性蒸気回収ホース				○	○		
	・カメラ等電気設備	△	△	△	○	○	○	

第3 (施設区分ごとの事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
移動 タンク 貯蔵 所	・接地導線	△	△	△	○	○	/	
	・被けん引車形式のけん引車	○	/	○	○	○	○	
	・注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。)(積載式以外)				○	○	/	
	・箱枠(積載式)				△	△	/	・箱枠の溶接線補修であること。 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
	・積載式;積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
屋 外 貯 蔵 所	・周囲の柵				○	○	/	
	・ラック式柵				△	○		・耐震計算等に変更がないこと。
	・固体分離槽				△	○		
	・シート固着装置				○	○		
< 工 作 物 等 >								
給 油 取 扱 所	・防火塀				/	△		・軽微なひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものは○とする。
	・犬走り・アイランド等				/	△	/	・軽微なひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものは○とする。
	・サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	・危険場所内に設置していないこと。
	・日除け等(キャンピーを除く。)	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更のないこと。
	・整備室のシャッター		/		△	○	/	・構造基準に変更がないこと。

第3 (施設区分ごとの事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

構 造 ・ 設 備 等 の 名 称		増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
給 油 取 扱 所	< 工 作 物 等 >							
	・土間	/	/	/	△	○	/	・小規模なものに限る。
	・洗車機の水はね防止	△	△	△	○	○	/	
	< 給 油 機 器 等 >							
	・給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・危険場所内に設置していないこと。
	・カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・危険場所内に設置していないこと。
	・通気管のガス回収装置				○	○	○	
	・過剰注入防止装置				△	○	/	・設定条件に変更がないこと。
	・タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	/	
	・固定給油(注油)設備(認定品に限る。)			△	○	○	△	・ホース長、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲、吐出量の区分の変更がないこと。
・固定給油(注油)設備(認定品以外)					○	△		
< そ の 他 設 備 機 器 等 >								
・混合燃料油調合器・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等				△	○	△	・危険場所内に設置していないこと。	
・自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)	△	△	△	○	○	○	・危険場所内に設置していないこと。	
・セールスルーム(含むショップ)内の電気設備・給排水設備	○	○	○	○	○	○	・危険場所内に設置していないこと。	
・セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○			

第3 (施設区分ごとの事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

/:通常想定されない変更工事

構造・設備等の名称		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例等)
販 取 売 扱 所	< そ の 他 設 備 機 器 等 >							
	・延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○		
	・棚				○	○	○	
移 送 取 扱 所	< 危 険 物 設 備 等 >							
	・漏えい検知口				○	○		
	・漏えい検知装置				△	○		
	< そ の 他 設 備 機 器 等 >							
	・土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
	・衝突防護設備(防舷材等)				○	○		
	・ポンプ設備					△		
	・切替弁・制御弁等				○	○		
	・緊急遮断弁				△	○		
	・ピグ取扱装置				△	○		
	・感震装置				△	○		
	・船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー		/	△	○	○	△	・ボルトにより取付可能なもの。
	・巡回監視車	○	/	○	○	○	/	

第4 具体的例示

1 確認を要する変更工事

【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取り扱い】

- ・計量器の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替計量器の一時的な新設及び撤去の一連工事
- ・同一敷地内における、屋外から屋外への常置場所の変更(完成検査済証の記載事項に変更がある場合を除く。)

【タンク本体に係る補修工事】

- ・平成9年3月26日付け消防危第36号に規定される範囲の補修

2 資料等による確認を要さない軽微な変更工事

【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取り扱い】

- ・塗装工事
- ・点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

【電気設備に係る工事の取り扱い】

・労働安全衛生法に基づく型式検定を受験した機器(以下「検定品」という。)から検定品に更新する場合、第2類危険箇所¹に設置されている場合に限り、新たに設置する機器が、防爆構造機器の選定の根拠となる対象ガス及び物質等の発火温度に適合していれば、防爆記号の変更の有無にかかわらず、「取替」に該当するものとする。
特別危険箇所²または第1類危険場所に設置されている場合は、防爆構造の変更があれば「改造」、変更がなければ「取替」に該当するものとする。

- ・労働安全衛生法に基づく型式検定を受験していない機器を検定品に取替える場合は、上記の例による。
- ・第2類危険場所において、防爆型の水銀灯を検定品のLED照明に変更する工事。

3 参考として資料提出を求める工事作業

- ・地質(ボーリング)調査
- ・保有空地の掘削、障害物除去(防災活動に支障がある場合に限る。)
- ・特定通路の工事

第5 事務取り扱いの運用

1 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)及び資料等による確認を要さない軽微な変更工事の範囲については、前記第2及び第3のとおりであるが、これに掲げられていない変更工事であっても、類似または同等と認められる事項については同様に扱うものとする。

この場合において、類似または同等であるか否かの判断は、その都度、事前相談によるものとする。

- 2 確認を要する変更工事で、確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しないものとなったものについては、周南市危険物等保安規則第12条に定める危険物製造所等設備変更届(以下「設備変更届」という。)により事前に届出をすること。
この場合において、工事の安全対策書を添付すること。
- 3 変更許可を要する工事と確認を要する変更工事とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に、資料等による確認を実施できるものとし、変更許可申請書でもってすべてを申請することができる。
この場合、確認を要する変更工事が、軽微な変更工事と判断される場合には、当該工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査を要しないことができるものとする。
- 4 非対象設備(危険物の貯蔵取扱いがなく且つ消防法の適用がない設備をいう。以下同じ。)の変更工事において、工程(プロセス)及び機器の構造、能力、配置等が変更される工事については、設備変更届により事前に届出をすること。
この場合において、配置図、工程表(プロセス)、機器リスト、及び工事の安全対策書を添付すること。
(※変更工事により位置、消火設備、警報設備等に変更が生じる時は変更許可申請)
- 5 変更許可を要する工事と設備変更届の提出が必要となる非対象設備の変更工事を同時に行う場合は、上記3の取り扱いに準ずる。
- 6 資料等による確認を要さない軽微な変更工事及び非対象設備の変更工事で、火気使用を伴う工事については、規模の大小を問わず危険物製造所等修理作業届により、事前に届出をすること。
- 7 この指針は、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成14年3月29日消防危第49号、消防庁危険物保安室長通知)を補完するものであり、基本的事項等については、当該通知によること。

附則〔平成15年4月21日〕

この指針は、公布の日から運用する。

附則〔平成29年9月11日周消危第191号〕

この指針は、平成29年10月6日から運用する。

附則〔令和元年10月21日周消危第142号〕

この指針は、令和元年10月21日から運用する。

附則〔令和2年12月1日周消危第183号〕

この指針は、令和2年12月1日から運用する。